

## 令和2年度第10回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 3年 2月24日 (水)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 3年 2月24日 (水) 午前10時30分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	令和 2年 2月24日 (水) 午前10時50分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	○
	2	伊 藤 淳 一	○
	3	奥 山 稔	○
	4	寺 本 奈穂子	○
	5	高 橋 一 博	○
	6	満 保 豊	○
	7	佐 藤 博 幸	●
	8	湯 澤 敏 孝	○
	9	山 下 雅 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員		議席番号	5番 寺本 奈穂子 6番 高橋 一博
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	中西 卓也
		事務局次長・総務係長	加藤 智子
		総務係主査	山本 陽介

令和2年度第10回天塩町農業委員会総会

議長 　ただ今の出席委員は9名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから令和2年度第10回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 　これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、5番 寺本奈穂子君、6番 高橋一博君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員議長 　異議なし。  
異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 　(丸山委員入室)  
それでは議事に入りたいと思います。

議長 　議案第1号「農地法第5条第1項の規定による通知書の審査について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　ただいま議題となりました、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。  
別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。  
場所としましては、  
貸主は、借主については、  
土地については、字更岸 番 の内、外 筆となっており、転用面積は24,090.22㎡となっております。  
転用目的は砂採取で、工期は令和3年5月11日から令和4年5月10日となっております。一時転用であり、採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。  
農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えており

ます。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

農地以外の土地の利用見込みに関しましては、町道利用について協議済みのため問題ないと考えます。

事務局

その他の区分については、ご覧のとおりになっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

5ページから26ページには申請書及び図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明のありました、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

奥山委員

この道路、去年から元に戻されていない。

この畑は、　　さんは借りていないと思う。

親戚だから、自分が管理をしている。

　　さんは、　　さん（　　さんの　　）の　　になる。

事務局

　　さんは、あまりわかっていないかも知れませんね。

道路のことも含めて、　　さんには確認をしておきます。

議長

他にありませんか。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

議長

整理番号10-1の利用権設定の案件につきましては、安川職務代理が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

（安川職務代理退出）

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画書の決定について」ご説明申し上げます。  
利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。  
28ページをご覧下さい。整理番号1-6について、 から  
に賃貸借権の設定をするものです。

事務局

位置につきましては、29ページ、30ページをご覧下さい。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局より説明のありました整理番号10-1の利用権設定の案件について質疑を行ないます。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

関係委員はお戻り下さい。

(安川職務代理入室)

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

議 長

以上をもちまして令和2年度第10回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 3年 2月24日

署名委員

( 5番) 寺本 奈穂子 印

( 6番) 高橋 一博 印